

2017年度  
民事訴訟法講義  
秋学期 第7回  
関西大学法学部教授  
栗田 隆

判決の成立と効力 (1) 判決の成立

1. 判決
2. 中間判決／決定 (119条・122条)
3. 終局判決の言渡しと発効 ( 250条—260条)
4. 訴訟費用 (61条—74条)

# 色々な判決

---

- 終局判決 (243条) ⇔ 中間判決 (245条)
- 全部判決 ⇔ 一部判決 (243条2項・3項)
- 一部判決 ⇔ 結末判決・残部判決
- 脱漏判決 ⇔ 追加判決 (258条) 訴訟費用の裁判の補充および仮執行宣言の補充は決定による (258条2項・259条5項)
- 訴訟判決 ⇔ 本案判決

# 例

---

- ◆ 原告の請求が3つあるとする。請求棄却の場合に、

全部判決 「原告の請求をすべて棄却する」

一部判決 「原告の第1の請求及び第2の請求を棄却する」

残部判決 「原告の第3の請求を棄却する」

脱漏判決 判決理由中で第3の請求にまったく言及せずに、  
うっかり、

「原告の請求をすべて棄却する」

追加判決 「原告の第3の請求を棄却する」

# 予備的併合と一部判決

---

- 予備請求は、主位請求が認容されることを解除条件としている。
- 一般に、条件関係で結ばれた複数の請求について一部判決をすることは許されない。
- 主位請求のみを棄却する終局判決は許されない。審理の整序のために必要であれば、中間判決をする。
- 主位請求を認容する判決は、全部判決である（予備請求について裁判する必要はない）。

# 選択的併合と一部判決（自分で完成させること）

---

- 各請求は、他の一つの請求が\_\_\_\_されることを解除条件としている。
- 一般に、条件関係で結ばれた複数の請求について\_\_\_\_判決をすることは許されない。
- 一部の請求のみを棄却する終局判決は\_\_\_\_  
\_\_。審理の整序のために必要であれば、中間判決をする。
- 一つの請求を認容する判決は、\_\_\_\_判決である（他の請求について裁判する必要はない）。

# 中間判決（245条）

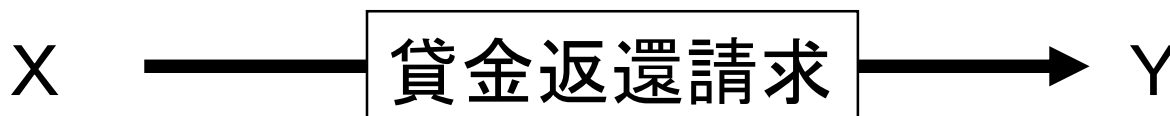
---

中間判決は、**審理の整序**に役立つほどにまとまりのある次の事項について許される。ただし、終局判決が直ちに可能になる場合には、終局判決をすべきであり、中間判決は許されない。

1. 独立した攻撃防御方法
2. その他の中間の争い
3. 訴訟物たる権利の存在（請求の原因）

# 例

---



① 2016年10月10日に弁済した

② 消滅時効を援用する

**中間判決**  
被告の①の抗弁は理由がない。

**裁判所**

# 中間判決の効力

---

- 訴訟手続を終了させる効果をもたない。
- 中間判決も判決の一種であり、自己拘束力がある（上級審を拘束する効力はない）。判決を言い渡した裁判所は、これと矛盾する終局判決をすることはできない。これにより**審理の整序**が実現される。
- ただし、中間判決後に生じた事由に基づいて中間判決と異なる判断をすることは許される。
- 中間判決に対する独立の上訴は許されない。控訴審において争うことができる。



# 決定とその効力（119条・122条）

---

- さまざま例外があるが、告知により効力が生ずるのが原則である（例外的に、破産手続開始決定のようにも、告知前に効力が生ずるとされているものもある）。
- そこにいう効力には、内容的効力も含まれる（個別の規定により、確定のときに効力が生ずるとされている場合もある）。

## 判決の発効（250条） — 自己拘束力

---

- 判決は、言渡しにより効力を生ずる（判決として成立する）。
- 一旦言い渡した判決は、判決確定前でも撤回できないのが原則である（不可撤回性の原則・自己拘束力）。ただし、256条・257条で例外が定められている。
- 既判力や形成力といった内容的効力は、判決が確定して始めて生ずるのが原則である。執行力も基本的には同様であるが、これには仮執行制度がある。

## 判決言渡（251条・252条）

---

- 判決は、口頭弁論終結後2月以内に言い渡さなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない（251条。訓示規定である）。
- 判決の言渡しの前に判決書を作成し、判決書原本に基づいて判決を言い渡す。
- 実質的な争いのない事件については、判決書の原本に基づかずに判決を言い渡すことができ（254条）、この場合には裁判長が主文及び理由の要旨を告げてする（規155条3項）。

# 判決言渡し期日

---

- 言渡しは、期日を指定して、その期日に言い渡す。
- ✓ 判決の言渡しも憲法82条の公開原則に服す。
- 第1回口頭弁論期日に弁論を終結すると共に、その日を判決言渡し期日に指定し、当事者に告知し、直ちに判決を言い渡すこともできる。

# 判決書 (253条)

---

- 「判決」という表題
- 当事者・法定代理人（名称・住所）（5号）
- 主文（1号）
- 事実及び理由（2号・3号）
- 口頭弁論終結の日（4号）
- 裁判所（6号） 官署としての裁判所名・部・裁判官の署名・押印（規157条1項）。

# 判決をした裁判官（合議体の場合）

口頭弁論の終結

評議・評決 判決内容の確定

判決書の完成 署名押印

判決の言渡し

判決書正本の送達

判決をした裁判官は、判決内容の確定に関与した裁判官を意味する。

転任・退官した裁判官は署名できない。署名しなくてもよく、その理由を他の裁判官が記して署名押印すれば足りる。

## 調書判決 (254条)

---

- 次の場合には、被告が控訴を提起する見込みは極めて少ないので、原告の請求を認容するときは、判決書の原本に基づかずにすることができる（254条。实例：大阪地裁平成12年9月14日判決）。

# 仮執行宣言と執行力

---

- 仮執行宣言 未確定判決に確定判決と同じ効力を発生させる宣言。
- 執行力 判決主文で示された判断に適合した法律状態を実現させる効力。
  1. 狭義の執行力 給付判決の主文で認められた給付内容を強制執行により実現する効力
  2. 広義の執行力 強制執行以外の方法で判決主文の判断に適合した法律状態を実現させる効力
- ✓ 仮執行宣言は、広義の執行力を発生させるために付されことがある（例：民執法37条1項2文）。



# 仮執行宣言の要件

---

- 財産権上の請求に関する判決
  1. 離婚判決はこれに該当しないので仮執行宣言は不可
  2. 財産権上の請求であっても、登記請求については不可
- 相当性（必要性） 次のことを考慮して判断
  1. 原告の権利の迅速な実現の必要性
  2. 上級審での取消しの可能性
  3. 上級審で取り消された場合に生ずる被告損害の大きさ
    - ・ 原状回復可能性
  4. 1と3について担保の提供による利害調整の可能性
- ✓ 判決に不服申立ての余地のあること（294条参照）

## 仮執行免脱宣言（259条3項）

---

- 担保を立てて仮執行を免れることができることの宣言
- 執行の遅延による損害に対する担保であり、給付請求権自体に対する担保ではないと解されている。
  1. 所有権に基づく不動産明渡しの仮執行免脱のための担保については、このように考えざるをえない。
  2. 金銭支払についても同様に考えるので、債務者について破産手続が開始された場合に、金銭債権全部が担保されるのではないことになる。

# 担保の提供の要否

---

- 原則 担保を立てさせるか否かは裁判所の裁量
  1. 担保を立てて又は立てないで（259条1項・376条）
- 例外 担保を立てないのが本則となる場合
  1. とただし書参照)
  2. 控訴審が請求を認容すべきものと判断する場合（310条本文とただし書）

# 仮執行宣言の裁判の要否

---

- 一定の場合には職権でしなければならない
  1. 手形・小切手による支払請求（259条2項）
  2. 少額訴訟の請求認容判決（376条1項）
- 申立てによりすることができる場合
  1. 上訴人が不服申立てをしていない部分（上訴不可分の原則により未確定）（294条・323条）
- その他の場合 申立てにより又は職権ですることができる
  1. 仮執行宣言の申立てがあるにもかかわらず仮執行宣言をしない場合には、その理由を書きしておく。

# 仮執行宣言をする裁判の形式

---

- 給付判決の主文中でする
  1. この判決は仮に執行することができる。
  2. この判決は第1項に限り仮に執行することができる
- 例外的に決定である場合もある
  1. 上級審が不服申立てのない部分について仮執行宣言をする場合（294条・323条）
  2. 仮執行宣言を補充する決定（259条5項）



# 仮執行宣言の執行と原状回復（260条）

---

仮執行宣言は、その宣言または本案判決（宣言付き判決）を変更する判決の言渡しにより効力を失う（1項）

1. 新たな仮執行はできない。
2. すでになされた仮執行が違法執行になるわけではない（執行機関の行為は違法にならず、執行売却された物の買受人の所有権取得に影響しない）。
3. 仮執行債権者は執行により得た財産の返還義務と賠償義務を負う。賠償責任は無過失責任と解されているが、仮執行宣言付き判決がなされるまでの被告の行動は考慮される。

# 簡易な原状回復

---

上訴審が本案判決を変更する判決をする場合に、被告の申立てにより、その判決の中で次のことを命ずることができる。

1. 仮執行宣言に基づき被告が原告に給付したものの（財産）の返還。強制執行によらずに給付したものの返還を含む。
  2. 仮執行により被告が受けた損害及び仮執行を免れるために被告が受けた損害の賠償
- ✓ 被告の申立ては反訴の性質を有する（原告の同意は不要）。別訴も可能。



# 訴訟費用（61条－74条）

---

- 訴訟費用 民事訴訟費用等に関する法律2条所定のもの
- 敗訴者負担の原則
- 裁判所は、負担割合を定める
- 具体的な金額は、裁判所書記官が定める